［事　例］

（2）　児童虐待に対する児童相談所の責務

田中幹夫
江野尻正明

［キーワード］

虐待通告制度、特定非営利活動法人の性格、児童相談所の責務

［事例の内容］

甲市には主として児童虐待にかかわる電話相談の事業をしている特定非営利活動法人乙がある。ある金曜日の午後三時ころ乙の相談担当員Aに電話で「自分の住むマンションの一室から毎夜子どもの悲鳴がする」と匿名の通告があった。

そこで、Aは管内の丙児童相談所に対し児童虐待事件の虞がある旨を連絡した。丙児童相談所では、翌週月曜日の午後一時ころ二名の担当者が指示されたマンションへ行き表札も確認したが、同相談所のマニュアルどおり三回ドアをノックしても施錠されたままなので、引き返して上司に報告した。

Aに電話をした人は、その後問題の一室に人の気配もなくなったので不審に思い警察に通報した。そこで児童

相談所の職員が訪問した一週間後に警察官が部屋に入ったところ、四歳（女）と二歳（男）の幼児がいずれも部屋の中で死亡していた。それぞれの死因は餓死であった。

この事件を捜査した警察は、半月程前に幼児二人を部屋の中に放置したまま帰らず泊まりがけで遊び続けていた母親B（二五歳）を逮捕した。なお、Bには二年前に離婚した元夫Cがいるが、Cとの間の幼児二人の親権者はBであった。

この事件から児童の権利を護る視点で法律問題を考えてみよう。

［本事例の検討］

一、特定非営利活動法人は、特定の非営利活動を行う団体に法人格が付与された団体である。一般にNPOと略称されているが、特定非営利活動促進法（平成一〇年三月二五日制定）という法律に基づいて認証を受け、設立の登記をすることにより成立する。特定非営利活動とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう（同法二条一項）のであって、事例に掲げる「児童虐待にかかわる電話相談」などは、まさに同法の目的に適うものといえる（同法二条）。

二、乙の相談担当員Aは匿名の通告を受けて丙児童相談所に連絡したが、この対応については特に問題とされることはない。乙もAも直接被虐待児を救済する義務はないし、ボランティア団体としての対応について「児童相談所への連絡」以上の行動を求められることもあるまい。

児童虐待の防止等に関する法律（以下「法」という）の六条は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した

者は、速やかにこれを市町村・都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所又は児童委員を介して……（中略）通告しなければならない」とあるが、相談員Aが匿名の電話を受けて話の内容が真摯で深刻な虐待事件と判断したのであれば、Aが「発見した者」であると拡張して差し支えないであろう。

もちろん、乙の電話相談事業が社会的にも実績を認められていることは必要である。

三、丙児童相談所は翌週の月曜の午後に二名の職員を派遣した。一般常識から見て対応が遅いように思われるが、役所の感性では休日明け早々に忙しい中を派遣したということになろう。このような対応の遅れについては、社会的に非難を受けても法的問題を問う例が少ない。派遣するか否かは行政側の裁量であろうか。法八条三項には「前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致または一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。」とあるが、法八条の二、同九条、九条の二・三は緊急の場合に対応できるよう機能しているか否か問題である。

ともあれ、丙児童相談所の職員二名は被虐待児が住んでいると思われるマンションへ行き表札も通告と合致したと確認した。

ここで上記二名の職務を考えてみるがよい。二名は法九条による調査に行ったのではないか。しかし、何もその目的は達成していない。扉に鍵がかかっており、丙児童相談所に定めたマニュアルどおり三回扉をノックしたが応答が無かったので引き返したからである。この二名の職員の行動は大いに非難されるが、法的責任を問うということになると、行動の違法性と児童と接触しなかったという不作為の違法性とを同時に検討しなければならない。もし、上記二名がマニュアルとおりにしたと弁解すれば、マニュアルというものは仕事をするについての指針に過ぎず、児童を発見するという根本の目的を怠ったことを法的にも非難したい。結果的に発見が遅れたため、二人の幼

児は餓死してしまった。Aに電話した人はAが直ちに救済してくれると思ったのかもしれない。Aに被虐待児童を思う感性があり、丙児童相談所の対応を知ったのであれば、後悔の念にかられたのであろうが、この点につき法は静観している。

四、Bの刑事責任は当然厳しく追及される。問題はどのような罪になるかということである。保護責任者遺棄致死罪も考えられる。しかし、Bについて子どもたちが死んでしまうかも知れない、それでも放っておいて遊ぼう、というつもりであったことが認定できるかもしれない。そうであれば未必の故意があったとして殺人罪が適用されることとなる。

Cは被虐待児の親であるが、Bと離婚して別居しているから、Bの行為は知らなかったであろう。そうすると何の責任も無いことになるが、Bの行動について情報を得ていたとすれば、時には子どもと接触する機会を持つべきであった。

さらに言えば、もしBとCが離婚する際に家庭裁判所の介入で親権者をBとしたのであれば、この手続の中身を考えたい。親権者の指定に問題がある。

五、この事案では児童の生きる権利が最悪の方法で失われた。その幼い命はもう返ってこない。Cは民事上の損害賠償請求権を自分固有の権利のほかに子の相続人としても持つことになるが、その相手方はBである。丙児童相談所や設置者である甲市の責任とを国家賠償法により追及することもできようが、行政不作為の違法性については論ずべき問題が多い。

［もっと論点を深めるために］

一、児童の権利を護る視点でこの事案を検討するに当たっては、現行法でどれほどのことができるかを追求するとともに、二度とこのような事件が起きないための立法政策を具体的に考えたい。
二、Cが、B並びに丙児童相談所及び甲市に対する損害賠償請求権を行使することについて、Cの子どもらへの関わりに照らして問題はないだろうか。

〔事　例〕

(3)　児童相談所における一時保護の法的性格

古畑　淳

〔キーワード〕
虐待通告に対する児童相談所の対応、児童の最善の利益、一時保護及び一時保護の延長の実施の行政処分性、親権者の権利救済

〔事例の内容〕
A夫とB子の子C（二歳）は、誕生以来重症のアトピー性皮膚炎（確定的な治療方法なし、医療過誤がいいにくい）に罹患している。
B子は、Cの病状を軽減させたい一心で、「D体質改善研究所」と銘うった民間団体の指導に従い、Cに対し